

(別紙)

第 77 回 (特別冬季) 国民体育大会近畿ブロック大会における 新型コロナウイルス陽性者 (疑いを含む) の対応の基準

- 【第 1 版】 2022 年 5 月 2 日
- 【第 2 版】 2022 年 7 月 13 日
- 【第 3 版】 2022 年 8 月 3 日
- 【第 4 版】 2022 年 11 月 22 日

I 大会の参加について

1 全般

大会参加前に体調不良 (例: 発熱、咳、喉の痛み、倦怠感、頭痛、味覚嗅覚の異常など) が出現した場合、平素の活動を中止し、かかりつけ医等の最寄りの医療機関又は受診・相談センターに電話相談の上、必要に応じて PCR 検査等を受ける。

2 感染者への対応

【症状がある場合】

発症日 (症状が出現した日) から、10 日間経過し、かつ症状軽快後 72 時間経過した場合は、大会参加を認めても構わない。

【症状がない場合】

検体採取日 (陽性確定に係る検体採取日) から 7 日間経過した場合は、大会参加を認めても構わない。

【無症状者が途中症状が出た場合】

当初無症状の人であっても、途中で症状が出現した場合は、発症日を起算日として 10 日間以上経過後は、大会参加を認めても構わない。

3 濃厚接触者への対応

発端となる同居の感染している者が発症する等してから 5 日間経過している場合は大会参加を認めても構わない。ただし、2 日目と 3 日目に抗原定性検査キットを用いた検査で陰性が確認できた場合は、3 日目で大会参加を認めても構わない。

※上記のいずれの場合でも、自宅待機期間が終了した後も 7 日間が経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認や、高齢者や基礎疾患を有する者等感染した場合に重症化リスクの高い者との接触、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避け、マスクを着用すること等の感染対策を徹底する。

4 感染疑い者 (体調不良 [例: 発熱、咳、喉の痛み、倦怠感、頭痛、味覚嗅覚異常など] の症状があり、PCR 検査もしくは抗原検査で「陰性」であった者、または医療機関を受診しなかった者) への対応

現地入りの10日前の時点もしくはそれ以降に感染疑い症状が発症していた場合、インフルエンザ等の新型コロナウイルス以外の感染症のリスクもある為、原則当該選手は参加を辞退する。または、派遣を取り消す。

但し、次の①及び②の両方の条件を満たしている場合、大会への出場を認めても構わない。

- ① 感染疑い症状の発症後に少なくとも8日が経過している（8日が経過している：発症日を0日として8日間のこと）。
- ② 薬剤を服用していない状態で、解熱後及び症状消失後に少なくとも72時間が経過している

但し、上記①②を満たさない場合であっても、薬剤を服用していない状態で感染疑い症状が消失し、新型コロナウイルスの感染リスクが低いこと(注1)(注2)(注3)を示す医師の診断書があれば、出場(来場)可能。主催者への報告が必要。PCR検査等が推奨される。

(注1)：「新型コロナウイルスの感染リスクが低いこと」を示すため、PCR検査等が推奨される。

(注2)：「新型コロナウイルスの感染リスクが低いこと」には、新型コロナウイルス感染症以外の疾病も考えられる。

(注3)：医療機関を受診し、新型コロナウイルス以外の疾患である旨の医師の診断に基づき、当該症状に対し服薬指導を受け、処方された薬剤についてはこの限りではない。

- ・会場地に向けて自宅(または準ずる拠点地)を出発する前に検温を行う。
- ・喫煙は重症化のリスク因子と考えられているため、禁煙を強く推奨する。
- ・感染等で外出を自粛していた直後の大会参加に際しては、体調に十分注意し、怪我が起こらないようにする。

5 健康管理アプリ等の行動歴の調査項目に該当がある者への対応

- (1) 感染者と濃厚接触がある場合

上記I2と同様の対応とする。

- (2) 同居家族や身近な人に感染が疑われる者がいる場合

感染が疑われる者の感染疑い症状が消失し、新型コロナウイルスの感染リスクが低いことを示す医師の診断書がある場合、参加を認める。

- (3) 大会参加日の10日前の時点、又はそれ以降に、政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航歴がある又は当該国、地域等の在住者との濃厚接触がある場合

政府の入国時の検疫措置で定める条件を満たす場合、参加を認める。

新型コロナウイルス感染症感染者・濃厚接触者・感染疑い者(体調不良者)の大会参加に係る日数要件の基本的な考え方

※ は大会参加不可

<感染者>

■症状がある場合

2日前	1日前	0日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日
-	-	発症日							症状軽快後	← 症状軽快後72時間以上 →			大会参加可能

■症状がない場合

2日前	1日前	0日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日
-	-	検体採取日 (陽性)								大会参加可能

2日前	1日前	0日	1日	2日	0日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日
-	-	検体採取日 (陽性)			発症出現											大会参加可能

<濃厚接触者>

2日前	1日前	0日	1日	2日	3日	4日	5日	6日
-	-	発症者の発症						大会参加可能

2日前	1日前	0日	1日	2日	3日
-	-	発症者の発症		抗原定性検査①「陰性」	抗原定性検査②「陰性」 ↓ 大会参加可能

<感染疑い者>

2日前	1日前	0日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	
-	-	発症日				症状消失後	← 症状軽快後72時間以上 →			大会参加可能	
						↓ 医師の診断書 ↓ 大会参加可能					

Ⅱ 体調不良者発生時の対応

1 全般

(1) 定義

体調不良者は、発熱（37.5℃以上）又は健康管理アプリ等の各項目の症状が確認できる者とする。

(2) 対応

① 医療機関等への電話相談

・府内居住者は、かかりつけ医等の身近な医療機関「診療・検査医療機関」、府外居住者（近畿ブロック大会に参加するため府内の宿舎に宿泊する者）は、「きょうと新型コロナ医療相談センター」へ電話相談し、指示を受ける。

※診療・検査医療機関一覧、及びきょうと新型コロナ医療相談センターはIVのとおり

・診療・検査医療機関、又はきょうと新型コロナ医療相談センター（以下、「診療・検査医療機関等」という）へ電話相談した場合、電話した旨及び受けた指示について、競技担当責任者又は大会実施本部に報告する。

・各競技担当責任者は、診察・検査医療機関等へ電話相談した報告を受けた場合は、速やかに大会実施本部へ報告する。

・大会実施本部は、診察・検査医療機関等へ電話相談した報告を受けた場合は、速やかに各競技担当責任者及び日本スポーツ協会へ連絡する。

② 会場における準備

・競技会場においては、体調不良者が確認された場合に備え、会場内に隔離できる部屋又はパーティションで仕切ったコーナー（以下、「隔離室」という）を設ける。

・隔離室には、医療用個人防護具（マスク、手袋、フェイスシールド等）を常備する。

③ 感染が確認された場合

・会期中に、新型コロナウイルス感染症への感染が確認された者があった場合は、速やかに主催者会議を開催し、大会継続の可否を検討する。

・感染が確認された者は、京都府内の宿泊療養施設への入所や入院など管轄保健所の指示に従い、療養する。

2 競技会場

(1) 受付

・競技会場の受付にて体調不良者を確認した場合は、会場内への入場を許可せず、帰宅又は帰宿させる。

・診療・検査医療機関への移動は、原則、本人又は選手団の責任で行う。

・受付担当者は、入場を許可しない者があった場合は速やかに競技担当責任者へ報告する。

(2) 会場内

・競技会場には、体調不良者を隔離できる隔離室を最低1箇所以上用意しておく。なお、隔離室は、常設の救護所とは別に確保する。

- ・競技担当責任者は、体調不良者の対応担当者を決めておく。
- ・体調不良者に対応する者は極力制限（できるだけ担当者1名）し、対応時に必ずマスク及びフェイスシールド、手袋を着用する。
- ・担当者は、体調不良者を隔離室に隔離するとともに、選手団帯同スポーツドクターや救護所スタッフと協議し、診療・検査医療機関等に相談し、指示を受ける。
- ・診療・検査医療機関への移動は、原則、本人又は選手団の責任で行う。
- ・隔離室は窓を開放するなど可能な限り換気を行い、体調不良者が退室した後は、接触部分（ドアノブ、机、椅子など）を消毒する。

(3) 宿舎

- ・宿舎又は自宅において、体調不良者（競技会場の受付において、帰宅又は帰宿を促された者を含む）が確認された場合は、診療・検査医療機関等へ電話相談し、指示を受けるとともに、下記「参加者区分別報告先」のとおり、診療・検査医療機関等へ電話した旨及び受けた指示について報告する。
- ・宿舎では、体調不良者は、客室内に待機するとともに、体調不良者と同部屋に宿泊している宿泊者は別室に移動し待機する。
- ・宿泊施設は、体調不良者に対応する従業員を極力制限し、対応時には必ずマスク及びフェイスシールド、手袋を着用する。
- ・診療・検査医療機関への移動は、原則、本人又は選手団の責任で行う。

3 会期後

- ・大会参加者のうち、会場地を出た日の翌日から10日の間に、新型コロナウイルス感染症への感染が確認された者は、下記「参加者区分別報告先」のとおり、本人又は所属を通じて、速やかに報告する。
- ・競技担当責任者が感染者の報告を受けた場合は、速やかに大会実施本部へ報告する。
- ・大会実施本部は感染者の報告を受けた場合は、速やかに日本スポーツ協会へ連絡する。

【参加者区分別報告先】

参加者区分	会期中の報告先	会期後の報告先
監督・選手・コーチ	競技担当責任者	大会実施本部
選手団本部役員	大会実施本部	大会実施本部
大会役員	大会実施本部	大会実施本部
競技会役員、競技役員	競技担当責任者	競技担当責任者
招待者	競技担当責任者	競技担当責任者
報道員	大会実施本部	大会実施本部
施設管理者	競技担当責任者	競技担当責任者
運営委託業者	競技担当責任者	競技担当責任者
一般観覧者	競技担当責任者	競技担当責任者

【報告先電話番号】

大会実施本部（会期前から会期後まで）

公益財団法人京都府スポーツ協会内 075-692-3455

Ⅲ 感染者発生周知方法

- ・大会期間中又は大会終了後から会場地を出た日の翌日から 10 日の間に、大会関係者及び一般観覧車の中に、新型コロナウイルス感染症の感染が確認された場合、大会公式 Web 上に、感染者が滞在した可能性のある競技名、会場、日時、区分、概要等を記載する他、大会実施本部から、以下のとおりメールにて連絡を行う。

区分	連絡先
監督・選手・コーチ	選手団（府県体育・スポーツ協会担当者）
選手団本部役員	選手団（府県体育・スポーツ協会担当者）
大会役員	本人又は所属担当者
競技会役員、競技役員	競技会本部を通じて本人又は所属担当者
招待者	本人又は所属担当者
報道員	本人又は所属担当者
施設管理者	競技会本部を通じて本人又は所属担当者
運営委託業者	競技会本部を通じて本人又は所属担当者
一般観覧者（上記以外）	個別通知は行わない。 (事前に大会公式 Web 上に掲載する旨を周知)

Ⅳ 診療・検査医療機関一覧

1 診療・検査医療機関【府内居住者】

かかりつけ医又は京都府公式 Web に掲載する診療・検査医療機関。

https://www.pref.kyoto.jp/kentai/corona/shinryo_kensa.html

(右図の QR コードからもアクセスできます)



2 きょうと新型コロナ医療相談センター

電話番号 075-692-5487

(365 日 24 時間、京都府・京都市共通)